





**最高裁判所判事**  
おの なたに なお と  
**大谷直人**  
昭和二十七年六月二日生

**略歴**  
北海道赤平市で生まれ、道内（札幌市、三笠市）で過ごした後、東京に転居し、都立富士高等学校、東京大学法学部を卒業。  
昭和五二年 四月 判事補任官、東京地裁、最高裁判事局、裁判所書記官研修所、富山地裁で勤務。  
六二年 四月 判事任官、最高裁判調査官、司法研修所教官、最高裁判事局第一課長、東京地裁判事、東京地裁判事（部総括）、最高裁判事局長兼広報課長、刑事局長、人事局長。  
平成三年 一月 静岡地裁所長  
四年 三月 最高裁事務局長  
六年 七月 大阪高裁長官  
七年 二月 最高裁判事

**最高裁判所において関与した主要な裁判**  
一 平成二七年一月二五日 大法廷判決  
小選挙区選出議員の選挙区割り、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあったが、憲法上要求される合理的期間内における是正がなされたとはいえず、公職選挙法の規定が憲法一四一条一項等に違反するものではないと認めた（多数意見）。  
二 平成二七年二月一六日 大法廷判決  
民法七三三一条の規定のうち一〇日を超えて再婚禁止期間を設ける部分は、平成二〇年当時において、憲法一四一条一項、二四一条に違反するに至っていたとした（多数意見、補足意見付加）。  
三 平成二七年二月一六日 大法廷判決  
「夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する」と規定する民法七五〇一条は、憲法一三一条、二四一条一項、二四二条に違反しないとした（多数意見）。  
四 平成二八年五月二五日 第一小法廷決定  
ガス抜き配管内で結露水が滞留してメタンガスが漏出したことにより生じた風呂施設の爆発事故について、建設会社の設計担当者には、結露の水抜き作業の必要性等に関する情報を施設の発注者に正確に説明し、事故の発生を防止すべき義務上の注意義務があったとして、業務上過失致死傷罪の成立を認めた（全員一致、補足意見付加、裁判長）。  
五 平成二九年三月一五日 大法廷判決  
車両を使用者の承諾なく秘かにGPS端末を取り付けて位置情報を検索し把握するGPS捜査は、個人のプライバシーの侵害を可能とする機器をその所持品に秘かに装着することに於いて、意思を反してその私的領域に侵入する捜査手法であり、裁判官の合致しなければ行うことができない処分であるとした（全員一致）。  
六 平成二九年九月二七日 大法廷判決  
選挙区選出議員の議員定数配分規定は、憲法に違反するに至っていないという結論を導いた（多数意見）。

**裁判官としての心構え**  
最高裁判にはさまざまな紛争についての不服が申し立てられ、どのような最終的な決定が求められます。社会的影響の大きな事件、先例がなく新判断が求められている事件も少なくありません。最高裁判事の職に就いて以来、その責任を感じてきました。判断を下さすに事件に取り組み、判決等で具体的な理由を示すに当たっては、最終審として当事者双方に説明責任を果たす内容となるよう、力を尽くしていきたいと思っています。



**最高裁判所判事**  
きざわ かつ ゆき  
**木澤克之**  
昭和二十六年八月二七日生

**略歴**  
東京府新宿区において家庭食物卸売業の家庭の三男として生まれ育ち、同区立鶴巻小学校、私立立教中学校を経て、同区立鶴巻小学校、私立立教大学法学部卒業。  
五〇年 四月 司法修習生  
五二年 四月 司法修習生（東京弁護士会）  
五三年 四月 司法修習生（東京弁護士会）  
五四年 一月 新法務省法政院判事  
五六年 四月 立教大学法学部教授  
六一年 四月 東京弁護士会司法修習委員会委員長  
二〇〇年 四月 東京弁護士会人事委員会委員長  
二〇〇一年 〇月 法務省人権擁護委員  
二〇〇二年 一月 新宿区区民の声委員会（苦情処理機関・第三者委員会）  
二八年 七月 最高裁判所判事

**最高裁判所において関与した主要な裁判**  
一 平成二八年二月一五日 第一小法廷判決  
学校、児童福祉施設等の敷地から二〇〇米以内の区域における風俗案内所の営業を禁止し、違反者に対して刑罰を科することと定めた京都府風俗案内所の規制に関する条例二条一項、一六条一項一各号の規定は、憲法二二一条一項に違反するものではなく、また、風俗案内所の外部等に、接待風俗営業に従事する者を表す図面等を表示することを禁止した同条例七条二号の規定は、憲法二二一条一項に違反するものではないとした（全員一致、裁判長）。  
二 平成二八年二月一九日 第一小法廷判決  
地方税法施行令附則六条の一七第二項にいう居住の用に供するために独立的に区画された部分が一〇以上ある共同住宅等に当たると否か、一棟の共同住宅等に判断すべきものと認め、これと異なる判断をした高裁判決を破棄して自判した（全員一致、裁判長）。  
三 平成二八年二月一九日 大法廷決定  
共同相続した普通預金債権、通常貯金債権及び定期貯金債権は、いずれも、相続開始と同時に相続分に応じて分割されるべきとなく、遺産分割の対象となるものとし、従前の判例は変更すべきであり、これと異なる判断をした高裁判決を破棄して差戻した（全員一致、補足意見付加）。  
四 平成二九年四月六日 第一小法廷判決  
じん肺管理区分が管理一に該当する旨の決定を受けた常時粉じん作業に従事する労働者等が当該決定の取消訴訟の係属中に死亡した場合に、当該訴訟は、当該労働者の死亡によって当然に終了するものではなく、労働者災害補償保険法一一条一項所定の遺族においてこれを承継すべきものとし、これと異なる判断をした高裁判決を破棄して差戻した（全員一致）。  
五 平成二九年九月二七日 大法廷判決  
平成二八年七月に行われた参議院議員通常選挙の当時、選挙区間における投票価値の不均衡は、違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態にあつたものとはいえず、議員定数配分規定が憲法に違反するに至っていないと認め、これを破棄しないとした（多数意見）。

**裁判官としての心構え**  
約四〇年間、弁護士としての活動から培った経験や市民感覚を踏まえ、弁護士出身の裁判官であることの自覚と誇りを持って、正義と公平に邁進し、かつ、健全な社会常識に照し法律の解釈、適用に努めていきたいと考えています。  
最高裁判所判事に就任して約一年三か月経過しました。最終審としての判断の重さを更に自覚し、一つ一つの事件に謙虚に向き合い、よりよい判断、解決のための誠実に職務を果たしていきたく思います。



**最高裁判所判事**  
はやし けい いち  
**林景一**  
昭和二十六年二月八日生

**略歴**  
山口県徳山市（現周南市）生まれ。父の仕事の関係により大阪で育ち、市立島屋小学校、市立天王寺中学校、府立天王寺高等学校を卒業。  
京都大学法学部卒業  
四月 外務省入省  
米国立ケンブリッジ大学にて研修（政治学修士）  
七七年 八月 シンガポール、ソ連、米国の各日本大使館に勤務し、アジア局南東アジア第二課長、条約局長、後に国際法局長  
二〇〇年 九月 外務大臣官房長官  
二〇〇一年 一月 駐アルゼンチン特命全權大使  
二〇〇二年 二月 駐英特命全權大使  
二〇〇三年 一月 駐英特命全權大使  
二〇〇九年 四月 最高裁判所判事

**最高裁判所において関与した主要な裁判**  
一 平成二九年九月二七日 第二小法廷決定  
信用保証協会の、金融機関が会社に対して行った融資について保証した者が、同会社が破産したため代位弁済し、その後破産手続開始後に同社に自己所有の不動産を破産者の債務の担保として提供した者から債権の一部の弁済を受けたことによる場合に破産債権者間の配当がどのようにあるかについて、従来から破産法の解釈上争いがあったが、この決定では、破産手続開始の時点における当該債権の額として確定したものを基礎として配当を計算するものが当該債権の实体法上の残額を超過したときは、その超過する部分は、当該債権者について配当すべきであり、物上保証人の求償権やその他の破産債権について配当すべきではないと判断を示した（全員一致）。  
二 平成二九年九月二七日 大法廷判決  
多数意見は、平成二八年七月に行われた参議院議員通常選挙の当時、選挙区間における投票価値の不均衡は、違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態（違憲状態）にあつたものとはいえず、議員定数配分規定が憲法に違反するに至っていないと認め、これを破棄しないとした。これに対し、一人一票の原則及び投票価値の平等原則（その追求は国際標準であり国際的潮流でもある）に照らした場合、較差が約二倍に達する状態につき違憲状態を脱したとまでの詳細を説明することにはためらいがあるため、多数意見には完全には同意するところがないとした上で、同選挙までの間に違憲状態の解消がなされたことが国会の裁量権の限界を超えるとはしておいて、国会において、引き続き、投票価値の平等原則の重みを十分に踏まえ、平成二三年の通常選挙に向けて較差縮小のプロセスが継続されることを期待するとの意見を付した。

**裁判官としての心構え**  
最終審である最高裁判所の判事としての重大な責任をいつも心に留め、世界の中の日本という視点を踏まえながら、公平公正な裁判のため、平成二八年六月まで四二年間外交に携わった行政官としての経験を少しも活かしていきたくと思っています。これまで世界のいろいろな場所に住み、いろいろな人と出会い、いろいろな体験をする中で、人生は「一期一会」の気持を持って、常に誠心誠意努めることが大事だと思っています。

**来タカ！選挙！** トシは18歳から！

# 10.22日 最高裁判所裁判官国民審査投票日

18歳以上の方が投票できます。

投票時間 **午前7時～午後8時**

最高裁判所裁判官国民審査の投票用紙には、**①**やめさせ方がよいと思う裁判官については、その氏名の上の欄にXを書いてください。**②**やめさせなくてよいと思う裁判官については、何も書かなくてください。

※一部の投票所で投票時間が異なる場合があります。 ※詳しくは、市区町村の選挙管理委員会（市区役所・町村役場）にお問い合わせください。

投票日に予定がある方は **期日前投票** **10.11(水)▶10.21(土)** 土・日も投票できる

お仕事、冠婚葬祭、旅行やレジャーなどのご予定があり、投票日に投票できない方は、期日前投票をしましょう。期間中、毎日受け付けしています。 ※一部の投票所で投票時間が異なる場合があります。 ※詳しくは市区町村の選挙管理委員会にお問い合わせください。

インターネット選挙運動解禁についての詳しい情報は北海道選挙管理委員会ホームページへ。 **北海道選挙管理委員会** <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hs/>